業務提携契約書

●●（以下「甲」という）と●●（以下「乙」という）とは、甲乙間の業務の提携について、以下の通り、業務提携契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条　目的および役割分担

1. 甲および乙は、両者の社会的評価および売上を向上させることを目的として、互いに次の各号に定める業務を分担して実施するものとする。

（1） 甲は、次の業務（以下「甲分担業務」という。）を実施するものとする。

① ●についての集客のアドバイス

② ●

（2） 乙は、次の業務（以下「乙分担業務」という。）を実施するものとする。

① ●の経営

② ●

2. 前項に定める甲分担業務および乙分担業務の詳細については、甲乙が別途協議の上で合意によって定めるものとする。

3. 甲および乙は、甲分担業務および乙分担業務について、第三者に再委託することができるものとする。ただし、本項に基づき再委託をおこなった当事者は、再委託先の第三者の行為について、相手方に対し、自己の行為として責任を負うものとする。

第2条 収益分配

1. 甲または乙が、本契約の有効期間中、本契約に基づく業務提携の結果として、第三者から金銭その他の財産または財産的利益を取得した場合には、当該財産等（以下「分配対象収益」という）について、次項以下の定めに従い、甲乙間において、均等に分配するものとする。

2. 甲および乙は、毎月月末までに、当月中に自己が受領した分配対象収益の総額を金銭的価値として算出し、翌月10日までに、相手方に対し、(A)当該総額および(B)当該総額のうち前項に基づき相手方に分配されるべき金額を報告するものとする（当該報告を以下「隔月報告」という）。なお、相手方に分配されるべき金額の算出においては、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

3. 甲および乙は、毎月、自己が隔月報告を行い、かつ、相手方から隔月報告を受領した場合には、自己が隔月報告を行った日または相手方から隔月報告を受領した日のいずれか遅い日から10日が経過する日（以下「支払期限日」という）までに、(A)自己が行った隔月報告に基づき相手方に対して分配されるべき金額と(B)相手方から受領した隔月報告に基づき自己に対して分配されるべき金額とを比較するものとする。

4. 甲および乙は、前項に基づく比較の結果、(A)自己が行った隔月報告に基づき相手方に対して分配されるべき金額が、(B)相手方から受領した隔月報告に基づき自己に対して分配されるべき金額を上回る場合には、支払期限日までに、相手方に対し、当該超過金額について、相手方の別途指定する銀行口座に振込み支払うものとする。

第3条 費用負担

甲および乙は、それぞれ第1条に基づき各自が分担する業務の遂行に必要な一切の費用を負担するものとする。

第4条 調査等

甲および乙は、時期の如何を問わず、相手方が本契約に基づき分担する業務の遂行状況または相手方による隔月報告の正確性を調査するために、相手方に対し、自己の指定する必要な調査に応じることを請求できるものとする。甲および乙は、正当な理由のない限り、相手方の本条に基づく調査を拒むことはできないものとする。

第5条 知的財産権

1. 甲分担業務または乙分担業務の過程で生じる知的財産権（知的財産権を受ける権利を含む。また、著作権については、著作権法第27条および同法第28条に定める権利を含む。以下、本契約において同じ）は、当該知的財産権を生じさせた各当事者に帰属する。ただし、両当事者が共同で生じさせた知的財産権については、甲および乙の共有とする。

2. 甲および乙は、法令および前項に基づき相手方に帰属することとなった知的財産権について、自己が本契約に基づき分担する業務を行う目的で必要な範囲において、無償で自由に利用すること（第三者への利用の許諾を含むが、これに限られない。以下同じ）ができるものとする。また、法令および前項に基づき両者の共有となった知的財産権について、目的の如何を問わず、無償で自由に利用することができるものとする。

3. 甲および乙は、自己が著作者となる著作物に関して、相手方が前項に基づき利用する場合、当該著作物の利用について、著作者人格権を行使しないものとする。

第6条 損害賠償

甲および乙は、本契約の履行に関連して損害を被った場合、本契約に別段の定めのない限り、相手方に対し、一切の損害の賠償を求めることができる。

第7条 不可抗力

天災、戦争、疫病、政府当局による介入その他の当事者双方の責めに帰することのできない事由が生じた場合、当事者は、当該事由に起因する本契約上の義務の不履行について、当然に免責されるものとする。

第8条 有効期間

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とする。但し、期間満了の1か月前までに、いずれの当事者からも本契約を終了または変更する旨の意思表示がなされない場合には、本契約は同一の条件で1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

第9条 秘密保持義務

1. 甲および乙は、本契約に関連して相手方から開示された情報のうち、開示の際に秘密情報である旨の指定（口頭による指定を除く）を受けた情報（以下「秘密情報」という）について、本契約の遂行のためにのみ利用するものとし、第三者に開示してはならないものとする。

2. 前項の規定は、以下のいずれかに該当する情報については、適用しない。

（1） 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

（2） 開示を受けた際、既に公知となっている情報

（3） 開示を受けた際、自己の責めによらずに公知となった情報

（4） 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

（5） 相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報

3. 本条第1項の規定にかかわらず、甲および乙は、法律、裁判所または政府機関の命令等に基づき、相手方の秘密情報を開示できる。

4. 甲および乙は、本契約が終了した場合または相手方から要請された場合には、秘密情報の複製物について、相手方の指示に従い、返還または廃棄を行うものとする。

第10条 解除

1. 甲および乙は、相手方が以下の各号のいずれかに該当する場合において、相当な期間を定めて当該該当状況の解消を催告したにもかかわらず、当該該当状況が相当期間内に解消されないときは、相手方の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、本契約を解除することができる。

（1） 本契約に違反した場合

（2） 支払停止または支払不能となった場合

（3） 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合

（4） 公租公課の滞納処分を受けた場合

（5） 自ら振り出しもしくは引き受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合、または手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合

（6） 強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行または競売を受けた場合

（7） 監督官庁から営業停止、営業登録の取消その他これに類する処分を受けた場合

（8） 解散した場合（合併による場合を除く）、清算開始となった場合、または事業の全部（実質的に全部の場合を含む）を第三者に譲渡した場合

（9） 当事者間の信頼関係が著しく損なわれた場合

（10） 前各号に準ずる事由が発生した場合

2. 前項の定めにかかわらず、甲および乙は、自己の責めに帰すべき事由によって相手方が本条第1項各号に定める状況に該当することに至った場合には、本条の規定に従って本契約を解除することはできないものとする。

第11条 反社会的勢力の排除

1. 甲および乙は、相手方に対し、本契約締結時および将来において、自らおよびその親会社、子会社、関連会社の役職員（以下単に「役職員等」という）が、反社会的勢力でないことを表明し、保証する。

2． 前項に定めるほか、甲および乙は、本契約締結時および将来において、役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、保証する。

3. 甲および乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

4. 本条に基づき本契約を解除した当事者は、当該解除により相手方に生じた損害の賠償責任を負わないものとする。

第12条 譲渡禁止

甲および乙は、相手方の書面による事前の同意なくして、本契約に基づく権利または義務の全部または一部につき、第三者に対する譲渡、担保設定、その他の処分をしてはならない。

第13条 存続規定

第5条、第6条、第7条、第9条、第12条、本条および第14条その他当事者の責任について定めた規定は、本契約終了後も、引き続きその効力を有する。但し、第9条については、終了日から2年間に限る。

第14条 準拠法および合意管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本契約について生じた紛争については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本契約書2通を作成し、各当事者記名押印または署名の上、各自1通を保有する。

●年●月●日

甲： ［住所］

 ［商号］

 代表取締役　●

乙　： ［住所］

 ［商号］

 代表取締役　●